

平成17年第1回教育委員会記録

平成17年1月12日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成17年1月12日(水)午後2時00分～午後4時01分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸 田 頼 一 委員 長 安 本 ゆ み
職務代理者 委員 大 藏 雄之助
委員 宮 坂 公 夫
教育長 納 富 善 朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐 藤 博 継
学校適正配置担当部長 上 原 和 義 庶務課長 和 田 義 広
学校運営課長 馬 場 誠 一 学務課長 井 口 順 司
指導室長 松 岡 敬 明
社会教育長 武 笠 茂 中央図書館長 倉 田 征 壽
入スポーツ課長
中央図書館長 清 水 文 男
事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石 井 康 宏
担当書記 佐 藤 守

傍聴者数 5 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第1号 杉並区学校運営協議会規則
- 議案第2号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第3号 教育長の処分について

(報告事項)

- (1) 小学校22校パソコンルームのコンピュータ機器更新について
- (2) 「杉並区教育委員会学校医等感謝状贈呈要領」の一部改正について
- (3) 平成17年度新入学予定者への就学通知書発送状況
- (4) 小学校英語教育に係る構造改革特区の認定申請について
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

- (6) (仮称)杉並区立方南図書館業務委託法人の選定結果について
- (7) 訴訟の判決結果について

目 次

会議録署名委員の指名について	4
議案審議	
議案第1号 杉並区学校運営協議会規則	4
議案第2号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を 改正する規則	9
議案第3号 教育長の処分について	(人事案件につき非公開)
報告事項	
(1) 小学校22校パソコンルームのコンピュータ機器 更新について	10
(2) 「杉並区教育委員会学校医等感謝状贈呈要領」の 一部改正について	11
(3) 平成17年度新入学予定者への就学通知書発送状況	12
(4) 小学校英語教育に係る構造改革特区の認定申請について	13
(5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	17
(6) (仮称)杉並区立方南図書館業務委託法人の選定 結果について	18
(7) 訴訟の判決結果について	20

委員長 皆様方、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。区長も抱負で述べられていますように「教育立区」ということで、本年もいろいろ大変だと思いますが、よろしくお願ひいたします。

第1回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は、大藏委員にお願いいたします。議事日程は、ご案内のとおり議案3件、報告6件となっています。

日程第4の議案第3号は人事案件となっております。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条」により会議を非公開とさせていただきますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 日程第1、議案第1号「杉並区学校運営協議会規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いします。

庶務課長 議案第1号「杉並区学校運営協議会規則」について説明いたします。提案理由は、学校運営協議会の設置及び運営に関して必要事項を定めるために制定するものです。制定の内容について、概要を説明いたします。2枚目をご覧ください。

第1条、目的規定ということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の根拠を示して、規定しております。

第2条は、学校運営協議会を設置する学校の指定について定めたものです。1つは、保護者、地域住民が学校の運営に参画することで、地域に開かれ、信頼される学校づくりに資すること。1つは、学校、保護者、地域住民が一体となって、よりよい学校教育、特色ある学校づくりを推進できること。もう1つは、保護者及び地域住民が責任をもって学校に参画すること。この要件を満たすものを校長、保護者、地域住民の意向を踏まえた上で教育委員会が指定するとして、指定の手続きを定めたものです。裏面になりますが第3項で、指定の期間は4年、再指定を妨げないと定めております。

第3条は、学校運営協議会の委員について定めたものです。委員は12名以内で構成するとし、記載のとおり構成となっています。1号から4号までということで規定しております。委員の任期は2年、学識経験者を除く委員は、連続して3期以上参入することができないという上限規定を設けております。また、言動に問題がある、あるいは職務上の義務違反などがある場合には、任期の途中で解任できる旨を定めております。

第4条は、服務について定めたものです。委員が非常勤であること、守秘義務があること、その職務遂行に当たっては公正かつ誠実に行うことといった規定を置いております。

第5条は、運営協議会の会長についての定めです。互選によって定める旨、記載しております。また、会長は運営協議会を代表し、これを招集する。会長に事故があるときの職務代理の規定を

置いております。

第6条は、運営協議会の議事についての定めです。議決の定足数は過半数、議事については多数決による、可否同数のときは会長の決するところによるとしております。会議は、原則として公開となっています。

第7条、基本的な方針の承認、運営協議会の役割です。運営協議会で定める学校の基本的方針として、教育課程の編成に関する事項、予算執行に関する事項、組織編成に関する事項、施設・設備等の整備及び管理に関する事項の4項目を規定しております。

第8条、運営に関する意見の申出です。学校運営に関することについて、教育委員会及び校長に意見を述べるができる旨規定しております。

第9条は、運営協議会が行う教職員の任用に関する意見の申出についての定めです。すべての教職員を対象として、区教委に意見提出をするもの、都教委に意見を述べる旨、定めております。なお、都教委に意見を提出する場合は、区教委を経由するという事です。

第10条、部会等です。後ほどの議案で説明いたしますが、今回、学校運営協議会を置く学校については、学校評議員会を廃止するとしております。地域、保護者との連携を図り、専門的な事項を調査するといったことなどで組織を置くことができると定めることにより、学校運営協議会の下で地域のさまざまな参画の仕組みづくりが進むことを期待して、こういった規定を設けております。これまでも学校評議員、あるいは学校評議員会での取組みも、こういう中でそれぞれの学校の独自性を発揮しながら、うまく活かしていただければと思っております。

第11条、意見等の把握、評価及び情報の提供です。運営協議会は、その保護者あるいはその地域住民の意見・要望等を学校運営協議会の運営に反映させるために、指定学校の運用状況の点検・評価、あるいは地域住民の活動状況に関する情報を提供するといったことを行うと定めております。評価については現時点では、先ほど学校評議員会を廃止するというお話をしましたが、私どもとしては現在、学校評価の中で保護者、教員、児童・生徒、こういったものを踏まえて学校評議員が学校評価をして意見を出すことをお願いしております。したがって学校運営協議会を置く学校についても、それだけではありませんが、そういった学校評価も活用しながら評価をしていただきたいと考えております。

第12条、指導・助言等です。これは教育委員会が行う指導・助言について定めたものです。運営協議会が運営状況を点検し評価すること、そういったことについて情報提供の定めを置いているものです。指導・助言としては、現在、研修のほか、事務局への職員派遣等を考えているところです。

第13条、指定の取消しです。これは、教育委員会の指定取消権の定めを置いているものです。

ここには、運営協議会の運営が著しく適正を欠く、あるいは学校運営に著しい支障が生じ、あるいは生ずるおそれがある場合について、指定を取り消さなければならないといった規定を置いています。しかし、地域運営学校は地域住民の意向を踏まえて指定してきたこともありますので、途中で、先ほど指定期間を4年と定めたわけですが、地域運営学校から、地域住民の意向を踏まえて辞退するといったことがあった場合、今後、運営ができるかできないかを勘案しながら、その辺のことについてもこの規定の中で教育委員会が判断するといったことを想定しております。

第14条、委任規定です。

内容は、基本的に以上です。施行は「公布の日から」と記載してありますが、1月14日を予定しております。したがって、今日、教育委員会に規則の制定をご決定いただければ、その公布を得た後に、実際の来年度の地域運営学校の指定をするという段取りになります。なお、都に対しましては、1月5日付で既に協議を行っており、指定をするまでには協議についての回答をいただけると聞いております。説明は以上でございます。

委員長 それではご質問、ご意見をお願いします。

大蔵委員 第4条で「委員は、非常勤とする」。その第3項に「委員は、公正かつ誠実にその職務を遂行し」とありますが、これは当然のことで構わないのですが、第2項に、職務上知り得ることの守秘義務とあります。こういうものを課するのであれば、私は前回も、事前に素案のようなものが出たときに言いましたが、若干の報酬を払うべきであると思っています。これは非常勤ですが、私ども教育委員も非常勤です。私が過去に、いちばん多いときは、1カ月に22回教育委員会の仕事をしています。その中には、1時間以内に終わるような臨時の会議の招集がありまして、人事案件など少し審議しただけというものもあります。

しかし、それには往復の時間なども取られており、実際にはここで1時間費やしても、ほかの所を入れるとほとんど半日かかっている。中には朝からまる1日かかっているようなものもあります。そういうことを入れると、22回というのは、ほとんど1カ月全部を使っているようなものなのです。

ですからこの方々も、それほどではないと思いますが、ちょっと来て1回やって終わるとは限らないのです。払い方はいろいろあります。月決めでいくらということでもなく、日当等の、費用弁償方式などいろいろなものがありますから、私は何らかのお金を払うべきであると思っています。

庶務課長 平成17年度予算は、これから議会で決定をいただく形になりますが、私どもは現時点で、報酬という形で若干お支払いすることを考えております。

宮坂委員 報酬の基礎はどのような基準に基づいてというのは決まっているのですか。

庶務課長 これは非常勤の職員になりますから、非常勤職員規則の中で、その責任等に応じて決めていくことになります。今回は、一方で地域参画の仕組みといった性格も持っているので、その辺を勘案して、妥当な金額を探るということで要求しているものです。

大蔵委員 私も政府の委員などをいろいろやっていましたが、そういうものは大体日当なのですね、年間ではなくて。会議に参加したときに1日当たりいくら、何時間当たりいくらということで払われます。私は、そういうことでもいいと思います。

庶務課長 現段階では、1回当たりということで考えております。

宮坂委員 第3条の任期は、逆に言えば「学識経験者は三期を超えて再任できる」となっていますが、これは何か理由があるのでしょうか。また、「学識経験者」には何か定義はあるのですか。どういう人を称して学識経験者と言うのですか。

庶務課長 最初のほうですが、地域参画の仕組みの中に学識経験者、一定の専門的な方を入れていくということで、できるだけ多くの方に携わっていただくという趣旨も含めて、公募の委員と学校の推薦の委員については、当該学区域及びその隣接校、学校希望制度があるのでその周辺ということで考えております。そういった意味で、一定の上限を定めていくということで考えております。ただ、学識経験者については、そういった趣旨ではなく、むしろ専門的な立場から携わってもらおうということで、その任期の上限を外したということです。

学識経験者についての考え方です。1つは、当然教育について一定の識見を有するということが求められます。併せて、これは学校運営の仕組みですから、経営の知識等を有する方が求められるのです。現在、この辺のことについては、これからご決定いただいたあと募集していくことになりますが、いま考え方を詰めているということです。

宮坂委員 あまり具体的なものはないのですね。一般的に、例えば何か資格を持っている人といった具体的なものはないのですね。識見を有するという文学的な表現になるわけですね。

庶務課長 学校運営、それから学校教育ということです。もう少し具体的なお話をしますと、3人いらっしゃるわけですから、その中で役割分担を少しは考えたほうがいいかなということがあります。例えば、一方で経営の人がいらっしゃれば、教育に識見を有する人など。それから人材についても、どこからでもいいかという話もありまして、例えば地域にいらっしゃれば、そういう方を活用したほうがいいわけです。

教育委員会が責任をもって決めることになっていますが、学校等あるいはその地域等でそういった情報があれば、それを出していただいた上で、教育委員会がしっかり決めていくといったことも含めて、あと1、2週間ぐらいでこれを詰めていきたいということで、いま地域運営学校に内定した学校とも協議しながら、その辺を詰めているということです。

安本委員 小学校の場合は、桃井第二小学校と三谷小学校は隣接してかなり近いのですが、そういう場合、学識経験者の方とか、公募にしてもそうですが、重なるようなことはあり得ないのですか。

庶務課長 基本的には、同じ方が2つの学校にまたがるということは、いまのところ想定しておりません。地域的にはどうしても重なると思っているところです。

委員長 先行事例として、例えば、足立区のこういった規則との違いはどこにありますか。

庶務課長 基本的には、国で地教行法を改正したときにこういった事項を盛り込むということが入っており、それほど大きな遜色はありません。ただ、足立区のほうは、前の研究指定校の流れがありますので、例えば学校運営協議会という所ではなく、理事会という名称を残すといった部分などが、足立区のやり方の所で関わってきています。

委員長 逆に、杉並独自の考え方はこれだというものを示せないということも言えるわけですね。大体普及版的な考え方となっているということですね。

庶務課長 足立区のものとは突き合わせて見るということになりますが、第2条の所で3つの指定を定めたわけです。こういう所で足立区も足立区なりの考え方を示しています。保護者が責任をもって学校に参加するといったことは、大体こういったものは当然足立区にもありますが、杉並としての表現を工夫しており、考えたところです。

当初、第3条の運営協議会の委員の構成について、足立区は学校関係者がもう少し入るといった違いが出てきています。こういった構成のあり方は、それぞれの自治体ごとによって変わってきます。前回から申し上げておりますが、私どもは、学校側と教育委員会側のそれぞれで決めていくという中でこういう枠を定めております。

教育長 第10条の規定は、足立区と違う部分ではなかったのですか。

庶務課長 失礼しました。部会等を定めている第10条も、足立区には学校評議員会の類似組織がありますが、やめていませんので、それについては、私どもの廃止ということで部会等の組織を置いていますので、規定にきちんと盛り込んでいくということでは、少し特色があるのではないかと考えています。ただ、足立区も、同じように下部組織等を設ける形を作っています。

宮坂委員 第4条の「委員の守秘義務」では、退職後も守秘義務があるようですが、それに対する罰則規定は特にないのですか。

庶務課長 罰則規定は特にありません。

大蔵委員 実験段階ですが、足立区の方の五反野小学校は校長を解任したのですか。これは直接には、第9条のような手続きによって運営協議会で決めて、区の教育委員会を通じて、東京都に申請して解任したのですか。

庶務課長 詳しい事情は把握していませんが、いずれにしても、3年間の実験、研究している間に校長の公募制も含めて変わってきたということのようです。議事録等を見ている範囲では、足立区のホームページに研究指定校の成果として載ってきた部分の中では、そういったことで校長が変わったということも出ています。正式な手続きをどうしたかは承知しておりません。足立区でいうと理事会になりますが、理事会側にそういった一定の考え方、発意があって行政側がそういった判断をしてきたという部分はあったと聞いております。

大蔵委員 では、ここに書いてある第9条、足立区の話ではありません。この第9条の運営協議会の手続きによって、校長解任の申請を区の教育委員会を通じて、東京都教育委員会に出すこともできるということですか。

庶務課長 今回定めた運営協議会についてはそのとおりです。全体的な人事に対する意見と併せて個々に対することも可能です。意見を出せることは間違いありません。それを都の教育委員会が正当な理由があるものと認めてどうするかが、解任についてはつながるわけですが、それはまた東京都の判断になります。

学校運営協議会の委員の構成の中で、私ども議論をいろいろしてきたのですが、足立区は教育委員会から入っていて、それがそのまま運営協議会の規則にも引き継がれているようです。私どもは、事務局で支援する形です。そういった特徴が出ています。

委員長 いま言われたようなことだと、第9条もそうですが、第12条、第13条と特色がいろいろ出てきますね。教育委員会からメンバーとして入っていないということですが。たぶん、かなり違ってくると思います。

ほかにありますか。よろしいですか。では、原案どおり可決して異議はありませんか。

(異議なし)

委員長 では、原案どおり可決いたします。

日程第2、議案第2号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第2号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

1枚目、提案の理由です。学校運営協議会を設置する小中学校に、学校評議員を置かないこととするために規定の整備を行うものです。改正内容については、裏面の新旧対照表ですが、現在、第11条の4で、小中学校に学校評議員を置くとしているものについて、学校運営協議会規則第2条に基づき指定された小中学校以外の小中学校に、学校評議員を置くものです。

なお、新規則の中に学校運営協議会規則の規則番号が記載されていませんが、これは公布の段

階で規則番号を入れていくということで、現段階ではまだ入っていません。

施行日は平成 17 年 4 月 1 日で、学校運営協議会の発足に合わせて施行していくという考え方で
す。

委員長 ご質問、ご意見をお願いします。よろしいですか。

(異議なし)

委員長 では、議案第 2 号は原案どおり可決いたします。

日程第 3、報告事項の聴取です。初めに「小学校 22 校パソコンルームのコンピュータ機器更新
について」、2 点目が「『杉並区教育委員会学校医等感謝状贈呈要領』の一部改正について」、い
ずれも学校運営課長関連ですので、説明をお願いします。

学校運営課長 では、「小学校 22 校パソコンルームのコンピュータ機器更新について」ご説明し
ます。

22 校のパソコンルームには、従前、5 年のリース期間で Windows98 式のコンピュータが各 20 台
設置されています。インターネットにも接続して使用していますが、機器が 5 年を経過して更新
時期を迎えたので、この 2 月、3 月に向けて更新させていただきます。対象校は約半数の小学校
で、対象校は 1 に記載のとおりです。

2、契約内容です。現行では 5 年のリース期間、新規はコンピュータの進歩が日進月歩とい
うことで、機器が陳腐化しないように 4 年ということで、リース期間を組むわけです。

台数は、先生機が 2 台です。従前は 1 台でしたが、ノートパソコンを 1 台加えております。児
童機は、児童 1 人 1 台コンピュータールームで利用できるよとということ、20 台を 40 台に増や
しております。また、教室に持ち帰って使用することもできるように、うち 10 台分をノートパソ
コンに変えております。

プリンタです。従前、1 台だったカラープリンタを、児童が迅速に授業を進められるように 2
台にしております。

その他ですが、デジタルカメラはグループに 1 台ずつ使わせる場合がありますので、6 台を 15
台に増やしております。教材提示装置は、先生機からのいろいろな画像を児童全員に見せるとい
う使用用途で、従前は大型テレビモニターを使用していましたが、この度、プロジェクタと大型
スクリーンで画像が明確に見えるよとということ。また DVD、VHS のビデオデッキを
備えております。

入替えの時期は、契約上、1 月 17 日から 3 月 8 日の期間です。手順は、撤去が 1 日、電源・L
AN工事が 2 日、新規機器接続・設定作業が 3 ~ 4 日です。室内空気中の化学物質濃度検査は、
大規模改修や機器の入替えに際して、随時検査が義務付けられています。この検査をクリアした

上で、使用できることとなります。また、機器及びネットワークがきちんと接続できているかどうかの検査を1日おいて使用開始となります。

今回の更新は学期期間中ですので、使用できない期間をできるだけ短縮できるように、作業は、学校ごとに随時行っていきます。使用可能となった学校から、随時使っていただくこととなります。残り22校中、富士見丘小学校は平成15年度の入替えでしたので、残り21校は平成17年度の夏期休業中に入替えの予定です。

次に「『杉並区教育委員会学校医等感謝状贈呈要領』の一部改正について」ご説明します。

従前、杉並区の表彰規定の全面改定に伴って杉並区表彰基準が改正され、杉並区の保健衛生功労表彰の条件が在職年数20年以上で70歳以上ということから、在職年数15年以上で、年齢にかかわらずという条件に変更されました。これに伴って、「杉並区教育委員会学校医等感謝状贈呈要領」についても一部改正が必要ということでした。

この度の改正の考え方は、贈呈対象の削減です。従前は、在職期間が20年以上の方、在職期間が5年以上20年未満で退職した方、在職中に死亡した方に対して感謝状を贈呈しておりました。今後は、15年という表彰基準に区表彰が変わっており、杉並区表彰を受賞した方は、こちらの学校医等の感謝状贈呈の対象外としておりましたので、対象者はほとんどいなくなるということです。そういった意味で、表彰の対象から除くということになります。今後は、在職年数が5年以上で退職した方と在職中に死亡した方についてのみ感謝状を贈呈するという規定に改正いたします。

5年という基準について、在職年数15年以上の学校医等がすべて杉並区保健衛生功労表彰の対象になってきます。また、従前の70歳以上という規定がなくなったので、年齢に関わらず表彰されることとなります。平成15年度についても、私どもの表彰対象とした勤務年数15年以上の方々がすべて表彰対象になったという経緯があります。また、杉並区表彰も教育委員会の感謝状贈呈についても、いずれも学校医等の長年の勤続と功労に対する顕彰という目的が一緒ですので、重ねて表彰する必要はないのではないかということで、退職する学校医等にのみ感謝状を贈呈することにしたいということです。

在職年数5年という規定をそのままにした理由です。学校歯科医は、内部規定で学校歯科医会の中で、在職年数を3年としており、3年ごとに退職をし、1期明けてまた3年というエントリ方式をとっています。そういった意味で、5年という規定でも実際に表彰されるのは9年目の退職時となり、早過ぎることはないのではないかということです。また、学校医、学校薬剤師会についてはこういった取り決めはなく、長年継続して務められることが多いという実情があります。

感謝状贈呈の除外者です。これまでどおり感謝状贈呈要領に、既に感謝状を受けた学校医等と杉並区表彰を受けた学校医等を対象から外す規定は従前どおりです。

感謝状の贈呈式です。平成 15 年度まで実施してきた「永年勤続感謝状贈呈式」の式典は、今後は行わないこととなります。杉並区学校保健会の総会は、例年 6 月に開催しておりますが、その席上で感謝状を贈呈する形式に改めたいと考えております。

裏面には贈呈要領、新旧対照表を掲載しております。内容については、説明のとおりです。

委員長 「小学校 22 校パソコンルームのコンピュータ機器更新について」、ご質問、ご意見を願います。

大蔵委員 本質的なことでなく、全く枝葉末節なことで申しわけないのですが、「パソコン機器、先生機 2 台」と書いてあります。これは、学校で「先生機」と呼んでいても、普通から言うと「教員用」または「指導用機」などになるのではないのでしょうか。「先生機」というのは少し違うのではないか、用語としては良くないのではないかと思います。

学校運営務課長 児童にわかりやすいということで「先生機」と書いてありますが、正式には「指導用」と改めたいと考えております。

委員長 それでは 2 点目の「『杉並区教育委員会学校医等感謝状贈呈要領』の一部改正について」、ご質問、ご意見を願います。

これは今日報告ですが、いつから施行されて、例えば平成 16 年度はどうなるのですか。

学校運営務課長 要領は、次長決裁で 12 月 17 日に決裁を終了しており、平成 16 年度から施行したいと考えております。

委員長 これから作業に入られる、スケジュールに入られるのですね。ほかにありますか。よろしいですか。

では、次に移りまして「平成 17 年度新入学予定者への就学通知書発送状況」について、学務課長から説明をお願いします。

学務課長 「平成 17 年度新入学予定者への就学通知書発送状況」についてご報告します。就学事務については、前年秋に学校希望申請を取り、その後、小学生の場合は健康診断、この就学通知をもってどこの学校へ就学することになりますということを保護者にお伝えし、翌年 4 月にそれぞれの学校へ行っていただくこととなります。今回は、どこの学校へ行ってくださいというご通知を差し上げたという段階です。

発送状況ですが、資料に記載のとおり、小学校が 2,900 余名、中学校が 3,200 余名に発送しております。数字については、おおよそ前年並で特段大きな変化はありませんが、今後、この中から国・公立等へ進むお子さん達がいて、最終的に 4 月に区立の小中学校に行くお子さんの数が固

まってくるという状況です。今年度において、特段大きな数字の変更はありませんので、措置の説明は省略させていただきます。私からの説明は以上です。

委員長 ご質問、ご意見をお願いします。特にないようですので、報告を承ったことにいたします。

次に、「小学校英語教育に係る構造改革特区の認定申請について」、指導室長、お願いします。

指導室長 「小学校英語教育に係る構造改革特区の認定申請について」ご報告します。小学校段階から英語教育を実施するというので、特区申請を行いたいと考えております。

ねらいは、英語に対する興味・関心を高め、英語による聞くこと、話すことの実践的能力を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度及び国際理解の基礎を養うということです。主として音声言語を中心に指導するものです。

対象学年は、第1学年から第6学年までの全学年となります。実施時数は、第1学年、第2学年は年間17ないし18単位時間程度、第3学年以上は年間35単位時間です。年間35単位時間は、平均すると、週1時間相当になります。

指導体制については、担任を中心として英語科教員、これは中学校からいわゆる出前授業という形で出向することを想定しています。または、外国人講師等とのチームティーチング、この形態で指導していきたいと考えております。

時間の設定ですが、第1学年及び第2学年は、標準授業時数に加えて、先ほど申し上げた時間数を特設していきます。第3学年以上は、総合的な学習の時間のうち、年間35単位時間をこの英語教育に充当していきます。

実施校については、平成17年4月から和泉中、新泉小、和泉小と、いま予定している小中一貫教育の中で試行していきたいと考えております。また、その試行を受けて、将来的には、順次実施校を拡大していくことも想定しております。

緩和していただく規制については、記載のとおり、学校教育法施行規則及び学習指導要領の教育課程の編成に関わる部分です。一貫教育のみならず、ほかの学校での実施も想定しており、杉並区全域でこのようなことを行えるよう申請をしていく予定です。

4番には、現在プログラムが概ね完成に近づいていますが、英語のプログラムということで各学年の目標及び内容を簡単にお示しました。

委員長 ご質問、ご意見をお願いします。

大蔵委員 私は前から言っていますが、基本的にはこれにはあまり賛成ではありません。私はたくさん翻訳もしてしまっていて、英語の専門家だということになっています。大学でも英語を教えたこともあります。これは、指導室長は英語の専科ですからよくご存じでしょうが、私はこういう小学校段階で英語を教えることが、中学校以上の英語の教育にはプラスになるとは思わないのです。

小学校のとき、小さいときからやってプラスは発音です。発音は小さいときからやったほうがいいですが、そういう適切な発音のできる先生がいるかということ、中学校の先生は、文法とかそういう解釈は教えられるでしょうが、発音がいいとは限らない。

発音がいいのはもちろん好ましいですが、しかし我々日本人でやる英語でいちばん大事なのは、きちんとコミュニケーションをとる英語であって、外国人のものを聞き取り、我々の意思を伝えることです。仮になまりがあってもちゃんとやれることのほうが大事なのです。

インド人の英語などというものは、それはすごい機関銃的な変な英語ですが、しかしコミュニケーション能力としては抜群のものがあります。私は日本人に求められるのは、アメリカ人やイギリス人のように上手に話すことではなくて、きちんと伝えることだと思っていますから、基本的には私はこれには賛成ではありません。そういう余力があるのならば、その分を国語の力に注いであうがいいと思っています。

ただ、この総合学習の時間というのはあまり生きていませんから、そのうちの一部の週1時間程度をこれに充てるには、まあまあ許容範囲でしょうか。平成17年4月から和泉、新泉と小中一貫教育で試行するのには、私はこれもまあまあ許容範囲だと思っています。

その次の「今後、順次実施校を拡大する予定」というのは、これは私は反対です。今後、順次実施校を拡大することも考えるというのはいいいです。予定としてどんどん増やしていくというのだったら、私はこの基本構想に当初の部分から反対します。

指導室長 小学校からの英語導入については、さまざまな議論があることも十分承知しています。いま委員がご指摘のとおり、音声面では効果があるということ、確かに私もそのとおりだと思っています。先ほど説明申し上げた中でも、音声言語を中心にとということで、この時間で本当に6年間でLとRの聞き分けはできるのかと問われると、非常に難しいものがあるかと思ひます。音声教材もさまざまな教材も開発されており、そういうものも使いながら音を中心に実施をしていきたいと考えています。

実施校については「予定」とは書いていますが、考えているという意味合ひです。もちろん各学校が、是非、一貫教育のみならず自分の学校もこういふことをやっていきたい、あるいはこういふことを自分の学校の特色ある教育活動に位置づけていきたいといふことがあれば、その条件整備はしておきたいといふ考えがあります。

大蔵委員 ここに「各学年の目標と内容」と書いてありますが、これはうまくいっていいほうのことが書いてあるのです。しかし、こういふことをやることによって、早い段階から英語が仮に逆に嫌になることもあるのです。そうすると、それは中学からあとのほうで影響することになりますから、全部このようないふプラスばかりとは考えられない。だから、プラス面を強調していくこと

はいいですが、それで全部できるというものではないと私は思います。

安本委員 担任の先生が中心になってチームティーチングということですが、いままで英語というのはいないわけで、人の前に立って何か教えるということになれば、それなりに何かノウハウも教えなければならないと思いますが、そういうところはどういうふうにお考えですか。

指導室長 指導体制についてはT Tというチームティーチングを考えていますので、小学校は通常担任が専科以外は指導していますので、担任がやはり中心になったほうが指導はしやすいだろうと考えています。

いくつかの区では実は先進事例があり、そういう中ではむしろ、例えば、中学校ですと教科担任制ですので、自分の教科以外、例えば音楽の教員に英語で音楽を指導してくださいと言っても、なかなか抵抗があるのですが、小学校は全科ということでは比較的すんなりと受け入れられているようでして、担任も子どもとともに学ぶというようなスタンスで、そして実際の音声等々については、先ほど申し上げました音声教材、外国人講師、英語教員とのチームティーチングという中で行うということで、特別な新たな訓練等がなくても実施していけるだろうと。もちろん指導に関する研修等は、今後考えていきたいとは思っていますが、導入そのものについてはそんな大きな壁はないかと考えています。

安本委員 私は大藏委員がおっしゃったように、小さいころから耳から聞くことはすごくいいことだと思うのですが、となると担任の先生だけということはないわけですね。ここに「外国人講師等」と書いてあるのですが、私はこちらがメインでなければかなり厳しいのではないかと思うのです。そうすると必ずそういうふうにはいられないということですか。それで、英語の先生が中学校からいられないといっても、こちらも授業があると思いますし、たまたま和泉中、和泉小、新泉小は小中一貫教育をやるということで、かなりいいと思いますが、今後、順次実施校を増やしていくと、そういう条件というのもなかなか整わなくなるような気がするのですが、いかがですか。

指導室長 現在考えているのは、当面、来年度ですので、この一貫教育の中で行っていく。基本的には、T Tを中心に考えていますが、先ほど申し上げた音声教材とかを使用すれば、担任だけでも指導できるような状況というのも十分にあるのです。ただ、基本的にはT Tで行っていくという考えです。

平成 18 年度以降、仮に実施をしたいという学校が出てきたときには、こちらでも来年度の後半である程度の実績を見ながら分析もしつつ、平成 18 年度以降のことについては考えていきたいと思っています。

大藏委員 これは世論調査をしたりすると、保護者の意見も圧倒的に強くて、英語を小さいときか

らやらせたい、やってもらいたいというのがあるのです。しかし、それはみんなお母さん方も、お父さんも含めてかもしれませんが、自分たちはそんな英語の会話はできない。長年、大学まで卒業してもそんなに会話はできないということで、子どものときからできたらどんなにいいだろう。インターネットでも何でも英語になっているので、これから英語の必要性がさらに高まるのだから、早くから英語をやってもらいたいという希望があることは事実です。

しかし、私はこれは大きな間違いだと思うのです。その方々はそう思っているかもしれません。そんなに簡単なものではありません。それは"Hello""How are you"みたいなことは簡単に言えるようになるでしょう。そういうことを恥ずかしくなく外国人と接触したりするような気持ちにはなるかもしれません。しかし、実際に大事なことは、その内容をコミュニケーションできるかどうか最終的にあるわけで、小学校で"Hello""How are you"がみんな言えるようになったからといって、それは目的ではないのです。だから、それは保護者が間違っていると思うのです。保護者がみんな希望するからやるということだったら、日本の学校教育などは目茶苦茶になってしまうと思います。だから、その分はちゃんと腹に据えて、実験校なら実験校だけいくつかの所でやる。その代わりにこういう所はそういう希望者がいれば、拡大して学区を広げて隣接以外の所からも受け入れるというようなことはいいですが、全部をそういうことにするのは、私は絶対に反対です。

指導室長 いま全校という話は仮にあったとしてもまだ将来的な話でして、当面、来年度4月、この一貫教育において実施していくということです。実施をしていく中で、研究という部分も当然ありますので、その中で指導法であるとか、あるいは子どもたちを、まさにここで英語嫌いにしてしまっただけでは元も子もないわけですので、そのあたりも十分に研究しつつ進めてまいりたいと考えています。

宮坂委員 私も小学校の英語教育については、基本的には大藏委員と同じ考えです。ただ、実際に実施するという段階になってきますと、外国人講師、教材、いろいろの面で、もう特別な予算措置は考えているのでしょうか。

指導室長 これはNEAの配置等については考えています。和泉中には、区費で英語教員を加配し、定数の英語教員が小学校に出向するというのも、時間的にはまず無理ですので、その分の加配は考えています。

委員長 この報告は全然人気がないのだけれども、申請してお金が認められるとなっているわけですか。今日、申請ということで話が出ているのだけれど。

指導室長 この小学校の英語教育に係る特区申請については、すでにいくつかの自治体が申請して認可されています。私どももこれまで特区推進室のほうとは何回か事務レベルで協議をしてまい

りまして、これは申請すればすぐに認められるということで理解しています。金銭的なものは何かを要求するものではありません。こういう教育課程を編成するということです。それで、いまの規制を外してほしいという申請ですので、この特区申請そのものと何らかのお金が付くかというお話は、それは全く別のことになります。

委員長 あと問題点は、総合的な学習の時間のあり方という基本問題にこれはかかってくるわけです。ある容量しかないものをいろいろ国際化に向けてそういったことにも充てるとか、基本的にはそういう指導要領になっているけれども、それで英語が出てくるわけですね。だけど、国際化は即英語ということに理解しなくてもいいわけだし、こういう方たちを英語の時間といたら語弊があるかもしれないけれども、もう少し砕いた形で、社会科をやりながらそういう外国人と接するとかいろいろな工夫があるから、いろいろ中身によって意見が相当分かれてくると思います。だからこの辺、基本的に総合的な学習の時間をどうするのか、あるいは時間の配分をどうするのかというのが、崩さない形を十分に検討したあとで、入れていくということが大きな課題として残っているのではないのでしょうか。小中一貫教育実施校についてやるというのも、そういった意味では大切に扱っていかないと、またいろいろ問題が出てくるのではないかと思います。

英語教育に区民は関心を持っていて、土曜日学校ですごく評価が高いのです。土曜日にやるのと普段の時間を割いてやるのと全然話が違うから、その辺取り違えないようにしておかないと、学力の成果になってくるといろいろ問題ばかり出てきてしまうということです。そういった意味で慎重に扱っていただければと思います。この件についてはよろしいですか。

(異議なし)

委員長 5番目に「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」です。

社会教育スポーツ課長 私から「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認」について報告します。

お手元の資料の表にありますように、平成16年12月分については、定例21件、新規4件、計25件です。共催・後援の別で申しますと、共催が12件、後援が13件となっています。新規につきましては、1ページの1、新規・後援、「ゴルフ教育研究会」が行う「ゴルフ公開講座(ゴルフ入門講座)」ということで、三鷹ゴルフセンターで行います。杉並区民を対象とした講座となっています。

2ページの1は、社会教育センターで受け付けた新規・共催で、「NPO法人プランニング遊」が行う「子育てサロン」、これは家庭学級の事業として行うものです。井草社会教育会館で行います。

3ページ目は庶務課で受け付けたものです。1、新規・後援、「日本文化チャンネル桜杉並支部」が行う「『自治体アワー』特別企画」、セッション杉並で行うものです。もう1件、2、新規・

後援、「日本劇作家協会」が行う「第4回日本劇作家大会 2005 熊本大会」、会場は熊本県立劇場です。簡単ですが私からは以上です。

委員長 ご質問等ありましたらお願いします。

安本委員 「日本文化チャンネル桜」というのは聞いたことがないのですが、これはいったい何でしょうか。

庶務課長 杉並の場合、杉並支部となるのですが、目的は、不偏不党の公正なメディアを目指すために、日本の伝統文化の復興と保持を目指して、我が国の歴史をもう一度見直して、日本人本来の「心」と魂の再発見を目指す活動を地域で展開するということです。杉並支部の場合は、そういったものを杉並の地域で普及、あるいはその杉並区で目指すことを目的として活動している団体です。具体的な事業としては、機関紙の発行、講演会等、関係機関へのいろいろな宣伝あるいはその働きかけといったことをしているということです。

今回の場合、私ども後援名義を認めたということは、この講演会の中身ですが、杉並発信「世直しは教育から」ということで、大討論会をやるということで私たちは教育改革を進めているわけですので、そういった中でいろいろな所でそういった議論がされていくと、こういったことについては教育委員会として後援が妥当だろうということで判断したものです。

委員長 よろしいですか。最後に移ります。「(仮称)杉並区立方南図書館業務委託法人の選定結果について」、中央図書館次長からお願いします。

中央図書館次長 私から「(仮称)杉並区立方南図書館業務委託法人の選定結果について」を報告します。昨年6月4日の政策調整会議の方針に基づき、業務委託の法人選定を行いましたので、その経過と結果を報告します。

6月4日の政策調整会議の方針はということかといいますと、今年11月に開設を予定している方南図書館の運営について、地域に開かれ、区民に身近な図書館にしていくため、特定非営利法人等に業務を委託して、区民との共働、あるいは民間活力の導入を進めると、こういう方針に基づいて選定をしたものです。

選定の順位の第1位法人は、株式会社ヴィアックスという形になりました。本社は記載のとおり中野区にあります。会社設立が昭和48年ということで、本年で32年目に入っている会社です。主な事業経歴としては、各種の広告の代理業務、市場調査、それと図書館業務の受託を行っています。現在まで公立図書館の受託実績は、ここに書かれているとおり4区8館の業務を委託している所です。

選定の中で提案内容の特徴点といいますか、この会社の特徴を申しますと、1つ目としては、図書館の配置社員に占める司書資格の割合ですが、当面50%前後にするという約束です。これま

でこの会社が4区8館業務委託をいま実績としてやっているわけですが、その実績が63%になっています。私ども公募要項として30%以上の有資格者というふうをお願いしてまして、50%を確実に達成できるというお話です。

2つ目として、責任者、副責任者に充てる者を司書有資格者の図書館勤務経験年数3年以上の者を基準にするという形でして、特にこの責任者、副責任者については、リーダーシップ、協調性、あるいは責任感のある者をもって充てていくという形になっています。

また、この会社は、直線距離で1km近い所、中野区の南台図書館の業務も受託しています。業務委託を遂行する場合に、実際の現場の実施機関と本社の管理機能が一体的に行わないとなかなかうまく行かないわけですが、そういう意味で本社の管理機能と現場の実施機能を一体的に管理するために、特に南台にもありますので、双方の管理機能を連携して補完できるという特色もあります。

配置社員の採用基準として、特に地元産業の振興のために、杉並区の区民の方を優先的に採用していきたいという申出もあり、特に南台図書館においては、杉並区の区民の方も数名配置されているということです。そういった特色のある中でこの会社にしたというところです。

選定の経過は、記載のとおり昨年8月から9月30日までの間に募集をかけ、10月15日締め切りましたところ、7つの法人、6つの民間事業社と1NPO法人が参加されていました。一次審査（書類審査）と二次審査を行いまして、今年1月7日に最終発表したところです。

選定の方法は、法人選定委員会をまず設置し、法人の選定基準に基づき、厳正公平に審査をしました。第一次審査として、公募法人から提出された提案書を審査した結果、とりあえず全法人を第一次通過法人とし、続いて第二次審査として、法人による提案説明及びヒアリング、すでに受託している業者が多いので実地調査等も行っています。そういった中で、最終的に第一次と第二次の評価点を合計して最高点の法人を選定したとおりです。

次ページの参考資料は、第一次審査として、法人についてあるいは図書館運営についてということで、法人の方から出された提案書に基づいて、左側に記載されている中身を中心に各委員が各項目について、選定業務の採点を行ったという形です。第二次審査において、公募法人によるプレゼンテーションを行って、委員の質疑、第一次で出された書類審査等を検証するという形をとり、品川区、大田区、中野区ですが、実地審査に参りまして、7人の委員の平均点という形で最終的に、ここに書かれているB、このヴィアックスさんが、170点でこの法人に決定したということです。

元に戻って、法人の選定委員会の名簿については、4番目に書かれたとおり7名の委員により選定をしたところです。

今後のスケジュールは、2月に情報セキュリティ運営委員会に、業務委託をするという形で、個人情報保護審議会に掛け、6月の第2回定例会に図書館条例の改正案を上程したいと考えています。

なお、11月に方南図書館開設ですが、その準備という形でこの会社とは準備委託ということも含めて契約をしてまいりたいと考えています。選定の結果並びに経過については以上です。

委員長 ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

これについては、業務内容は何かというのが前提としてあったわけですね。

中央図書館次長 今回の選定基準の中で、参考資料を見ていただければと思います。提案書の中に「サービスの提供と顧客満足への取組み」と、この中に私どもで公募要項を定め、こういった事業がありますので、この事業に対してどういった取組みをするかというのを提案書に書き、それを評価しているところです。

委員長 もう1点、予算です。区が全体額としていくら用意してあるということ、それは示されたのですか。

中央図書館次長 そういったランニングコストも含めて、私どもとしてはこの審査をしています。ただ、ランニングコストの額を私どもが公な形で示していることはしていません。

委員長 プロポーザルするほうから自主的にそのお金はどのぐらいかかるというやり方ですか。

中央図書館次長 そのとおりです。私どもとして、これだけの規模でこういった事業があって、この時間帯の作業量としていくらかかるかということを経営者の方に出していただいて、その中から選んでいくという方法です。

委員長 お話されてもいいのだったらお伺いしたいのだけれども、応募された、プロポーザルを出されたうちに区内の方はいらっしゃったのですか。

中央図書館次長 区内の事業者については残念ながらありませんが、ただNPO法人は区内のNPO法人が1団体ありました。

委員長 ほかの方はよろしいですか。ほかにないようですので、これで終わりにします。庶務課長、ほかをお願いします。

庶務課長 その他で1件報告をします。学校給食調理業務の民間委託について、公金支出等差止め損害賠償請求訴訟事件が東京高等裁判所に係っていましたが、その結果が出ましたので報告をします。本訴訟については、5月の段階で1度、東京地裁の判決について報告をしましたが、平成13年8月29日に経理課長に対して、学校給食調理業務委託に伴う公金の支出等の差止めを求める訴訟、もう1点は平成10年5月で学校給食調理業務委託に伴い、支出された金額について損害賠償を求めるということで提訴されたものです。

1審判決については、5月26日の教育委員会で報告しましたが、5月19日に判決が出され、平成10年度の会計年度における学校給食調理委託業務の締結の差止めに係る訴えは却下、そのようなものについては棄却するという判決でした。これを受けて原告側が、1審判決の全部を不服として、昨年6月2日に東京高等裁判所に原判決取消し等の判決並びに仮執行の宣言を求める控訴状を提出した、といった経過です。12月15日に判決が出て、その結果は1審判決を支持するというので、控訴はいずれも棄却されています。

なお、2審判決後の状況ですが、上告期間は平成17年1月4日まででしたが、東京高等裁判所まで問い合わせた結果では、上告されてないといった確認ができています。したがって、本訴訟については2審をもって確定といった状況です。ご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 よろしいですか。

大蔵委員 終わる前に一言いいですか。

委員長 はい。

大蔵委員 英語の特区と関係がありますが、国際化ということから言いますと、教科とかそういうものについてなかなか発言する機会がありませんので、この際、教育委員会事務局の方々に是非お伝えをしておきたいと思います。例えば、国際化というと、先ほど委員長が言いましたように、英語ばかりではないです。ただ、英語の比重がどんどん強くなっているということは事実です。けれども、いろいろなことがありますから、これはそれぞれの学校で考えることでしょうか、例えば、土曜日教室などでも世界中のいろいろな言語を聞かせてやるということは、子どもにとって非常に興味があると思います。

前にタモリなどがテレビなどでやっていましたが、全然その言葉を知らなくても、何となくフランス語に聞こえたり、トルコ語に聞こえたりということはあるのですね。ロシア語はロシア語らしかったり、ロシア語とポーランド語は、骨格はほとんど同じですが、ポーランド語とロシア語はこう違うよということ、ポーランド語とロシア語の違いはわかって、私などは両方知っていますが、本当にそのように聞こえるのです。

だから、そういういろいろなことを子どもに、国際化というのならば、いろいろなことがあるということを教えるような機会をつくってやれるといいと思っています。これは、それぞれの学校の校長とかいろいろな所で考えることですから、私が大きな声で言う必要もないかもしれませんが、そういう視点もあるのではないかと考えています。

委員長 冒頭にお諮りしたように、ここからは非公開として審議します。

庶務課長 これから秘密会に入りますので、次回日程だけご報告させていただきます。次回の日程

は、1月26日(水)午後2時ということによろしくお願いします。日程については以上です。

(以下、人事案件につき非公開)